

# JEMAI環境ラベルプログラム

## システム認証機関登録・評価規程

文書管理番号：JR-12-01

一般社団法人産業環境管理協会

### 変更履歴

訂番	年月日	頁	内容
01	平成30年2月26日	-	制定。エコリーフプログラムとCFPプログラムの統合により、新規作成。

本規程は、一般社団法人産業環境管理協会（以下「協会」という。）が運営管理する「JEMAI 環境ラベルプログラム」（以下「本プログラム」という。）におけるシステム認証審査を行うシステム認証機関およびシステム認証審査員の登録・評価規程について定めるものである。

## 第1章 総則

### 1.1 登録のための審査

システム認証機関は、システム認証審査を実施するにあたり、協会に登録しなければならない。その登録の際には力量を有しているかどうかを確認するため、審査を受けなければならない。

② また、システム認証審査の審査員においては、力量を有しているかどうかを確認するため、審査を受けなければならない。

### 1.2 システム認証機関の力量に関する要求事項

システム認証機関の力量については、「JC-01 認証機関の力量に関する要求事項」に定める。

### 1.3 システム認証審査員の力量に関する要求事項

システム認証審査員の力量については、「JC-02 システム認証審査員の力量に関する要求事項」に定める。

### 1.4 システム認証機関登録・評価判断基準

システム認証機関の力量を評価し、登録の可否を判断するための基準は、「JC-03 システム認証機関登録・評価判断基準」に定める。

### 1.5 システム認証審査員登録・評価判断基準

システム認証審査員の力量を評価し、登録の可否を判断する基準は、「JC-04 システム認証審査員登録・評価判断基準」に定める。

### 1.6 システム認証機関登録・評価手順

システム認証機関に対し、評価し登録するための手順は、「JC-05 システム認証機関登録・評価手順」に定める。

### 1.7 システム認証審査員登録・評価手順

システム認証審査員に対し、評価し登録するための手順は、「JC-06 システム認証審査員登録・評価手順」に定める。

### 1.8 システム認証機関登録の有効期間

システム認証機関登録の有効期間は3年間とする。ただし、有効期間中に維持手続が行われる限り有効である。また、有効期間終了時にシステム認証機関登録の継続を希望する場合、システム認証機関は協会に対して更新の申請をしなければならない。

### 1.9 サーベイランス

協会は、登録したシステム認証の力量が維持されているかどうかを確認するため、サーベイランスを実施することがある。

②協会が必要と判断した場合、システム認証機関が認証した結果について、協会は確認を行うことができる。確認には、システム認証審査結果に関する書類の確認、機関内レビューパネルの立会、審査の立合が含まれる。

## 第2章 システム認証機関の登録

### 2.1 登録の公開

協会に登録しているシステム認証機関は、本プログラムのウェブサイトにて公開する。

### 2.2 登録の取消

協会は、システム認証機関の登録要求事項に対する違反が確認された場合、登録の取り消しを行うことができる。

以上